

第 2 章

品種生産・輸入販売申告

- I. 品種生産・輸入販売申告概要
- II. 品種生産・輸入販売申告作成要領
 - 1. 品種の名称
 - 2. 品種育成過程の説明
 - 3. 品種の特性説明
 - 4. 種子業の登録
 - 5. 写真の提出規格
 - 6. 提出種子試料
 - 7. 輸入適応性試験
 - 8. 申告手数料
- III. 流通種子の品質表示
- IV. 品種生産・輸入販売申告取消
- 関連書式および記入方法

I. 品種生産・輸入販売申告概要

1. 根拠

種子産業法（以下「法」という）第38条第1項に依拠して種子を生産または輸入して販売しようとする時には固有の品種名称と一緒に種子試料を添付して申告した後、生産・輸入販売を許容する制度である。ただし、品種保護出願公開された品種、国家品種目録に登載された品種は申告除外対象である。

2. 申告要件

種子を生産・輸入販売するため申告する品種は、1個の固有な品種名称をもつべきであり、必要書類をまとめて品種生産・輸入販売申告書(別添1)を国立種子院へ提出しなければならない。

3. 無申告種子の生産・輸入販売

申告せずに品種の種子を生産したり輸入して販売した者または嘘で申告した者は1年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金に処することになる。(法第54条第6項)

品種生産・輸入販売申告関連法規

1) 法第38条(品種の生産・輸入販売申告)

① 次の各号のいずれか一つに該当する品種以外の品種の種子を生産したり輸入して販売しようとする者は農林畜産食品部長官または海洋水産部長官に該当種子試料を添付して申告しなければならない。種子試料が苗木、栄養体または水産植物である場合、その提出時期・方法などは共同部令として定める。

1. 「植物新品種保護法」第37条第1項による出願公開された品種

2. 法第17条第4項により品種目録に登載された品種

② 第1項により申告した事項中、共同部令として定まる主要事項が変更された場合にはこれを遅滞なく農林畜産食品部長官または海洋水産部長官へ申告しなければならない。

③ 第1項により種子を生産したり輸入して販売するため申告する品種は1個の固有な品種名称をもつべきである。

④ 第3項による品種名称の出願、登録などに関しては「植物新品種保護法」第106条から第117条までの規定を準用する。

⑤ 第1項と第2項による申告方法および手続きなどは共同部令として定まる。

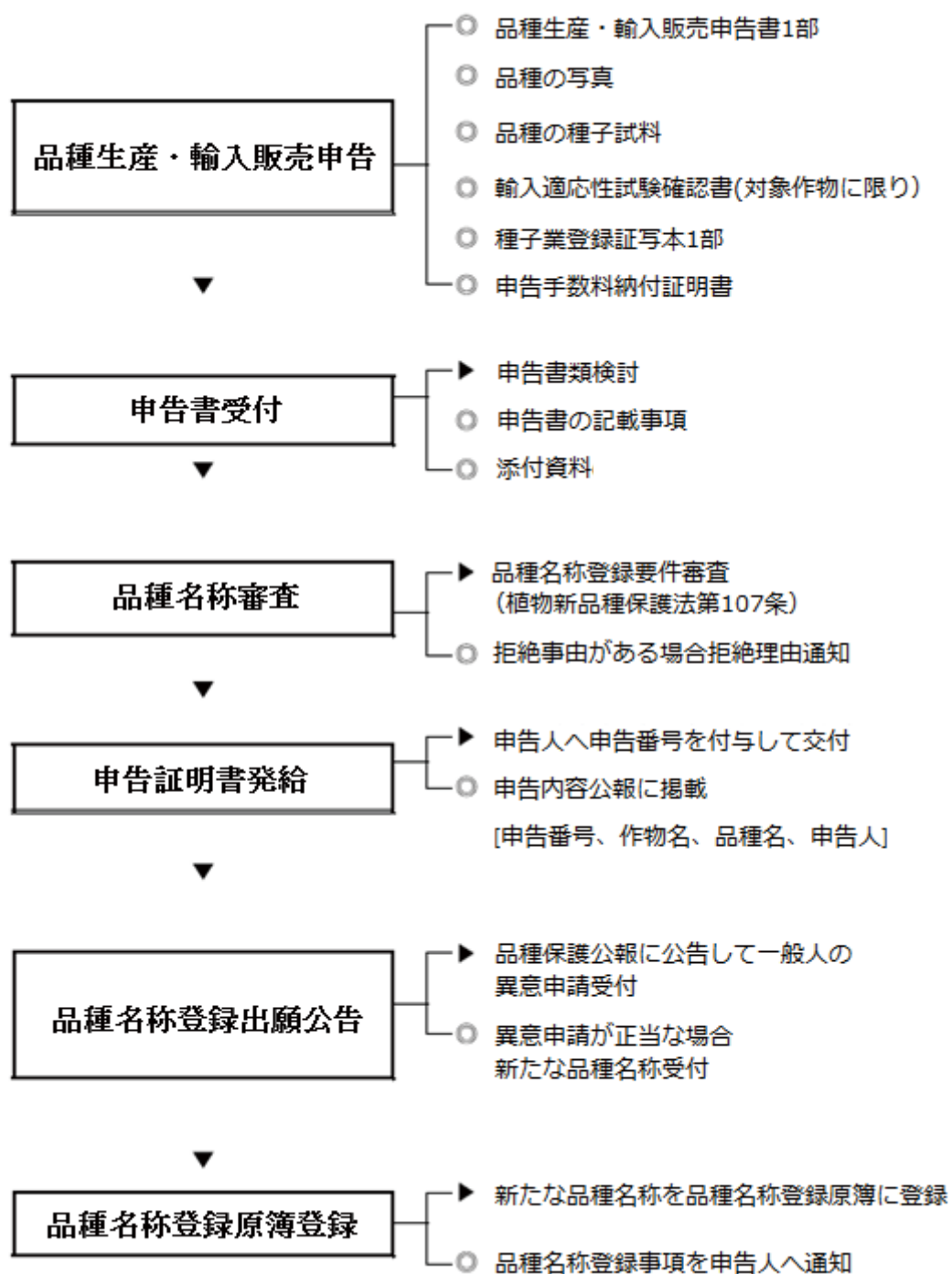
2) 種子産業法施行規則第27条(品種の生産・輸入販売申告)

① 法第38条第1項により品種の生産・輸入販売を申告しようとする者は別紙第22号書

式の品種生産・輸入販売申告書に次の各号の書類および物件を添付して山林庁・国立種子院長または国立水産科学院長へ提出(電子文書による提出を含む)しなければならない。

1. 申告品種の写真や申告品種の写真が収録されたカタログおよび種子試料
ただし、種子試料が苗木、栄養体または水産植物である場合には、山林庁長・国立種子院長または国立水産科学院長が別に提出を要請した時期に提出を要請した場所に提出しなければならない。
 2. 輸入適応性試験確認書1部(輸入適応性試験対象作物の場合のみ該当する)
 3. 代理権を証明する書類1部(代理人を通じて提出する場合のみ該当する)
 4. 「遺伝子組換え生物の国境を越える移動等に関する法律」第8条第3項によるリスク審査書1部(遺伝子組換え品種である場合のみ該当する)
 5. 「植物防疫法」第17条による検疫合格証明書1部(同法第10条第2項により輸入することができる禁止品のみ該当する)
 6. 種子業登録証写本1部(最初の生産販売申告の場合のみ該当する)
- ② 山林庁長・国立種子院長または国立水産科学院長は第1項により品種の生産・輸入販売申告を受けた時には、別紙第23号書式の申告証明書を該当申告人へ発給してその事実を公報に掲載しなければならない。
- ③ 法第38条第2項による主要事項は次の各号のようである。
1. 代表者名
 2. 法人名称
 3. 住所
- ④ 法第38条第2項による主要事項の変更を申告しようとする者は別紙第24号書式の品種生産・輸入販売変更申告書に次の各号の書類を添付して山林庁長・国立種子院長または国立水産科学院長へ提出しなければならない。申告を受けた山林庁長・国立種子院長または国立水産科学院長は別紙第23号書式の申告証明書を該当申告人へ発給しなければならない。
1. 品種生産・輸入販売申告証明書
 2. 変更事項を証明する書類
 3. 代理権を証明する書類(代理人を通じて提出する場合のみ該当する)
- ⑤ 第2項または第4項により申告証明書の発給を受けた者がその申告証明書を失くしたり汚れて使用できなくなり、再発給を受ける場合には、別紙第25号書式の品種生産・輸入販売申告証明書再発給申請書を山林庁長・国立種子院長または国立水産科学院長へ提出しなければならない。

4. 品種生産・輸入販売申告業務手続



II. 品種生産・輸入販売申告書作成要領

品種生産・輸入販売申告書、申告品種の写真または申告品種の写真が収録されたカタログ、種子試料、確約書(栄養繁殖作物である場合)、輸入適応性試験確認書、種子業登録証写本、手数料を提出しなければならない。作成要領は次のとおりである。

品種生産・輸入販売申告書必要事項

1. 品種の名称 ※詳細は65ページ参照

- 品種は1個の固有な名称を持つべきである
- ハングル品種名：ハングル品種名を記載して英語で音訳して表記、音訳する場合、ローマ字表記法(70ページ参照)を基準にしなければならない
[例] 韓国 한국 (Hankook)
- 英文品種名：英語を記載してハングルで音訳して表記
[例] Korea (코리아 コリア)
- 品種名称登録要件に違反しない名称(植物新品種保護法第107条)

名称検索

国立種子院ホームページ(www.seed.go.kr) ⇒ 右側最上段“品種名称”検索
⇒ 同一な作物内で既存名称と重複されるか否かを確認することができる

2. 品種育成過程の説明 ※39ページ参照

- 申告対象品種の育成経過図表(説明書を含む)と育成系通図
 - ー 育成経過図表：年度別交配方法など作業内容
 - ー 育成系通図：世代別交配親など交配組合図表
 - ー 説明書：育種の目的、追求する形質、経過別特異事項など
- 申告対象品種の特性および異なる品種と明確に区別される特性
- 申告対象品種の栽培上の有意事項
- 遺伝子組換え技術により育成された品種(LMO)か否か
- 上記各号の事項は該当分野の専門知識を持つ者が容易に理解できるように具体的に記載されるべきである。